

BCPの考え方について

BCP/BCMとは

○ BCP（事業継続計画、Business Continuity Plan）

- ・ 被災して業務遂行能力が低下した状況下で、非常時優先業務を継続・再開・開始するための計画であり、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく。

○ BCM（事業継続マネジメント、Business Continuity Management）

- ・ BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、事前対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと

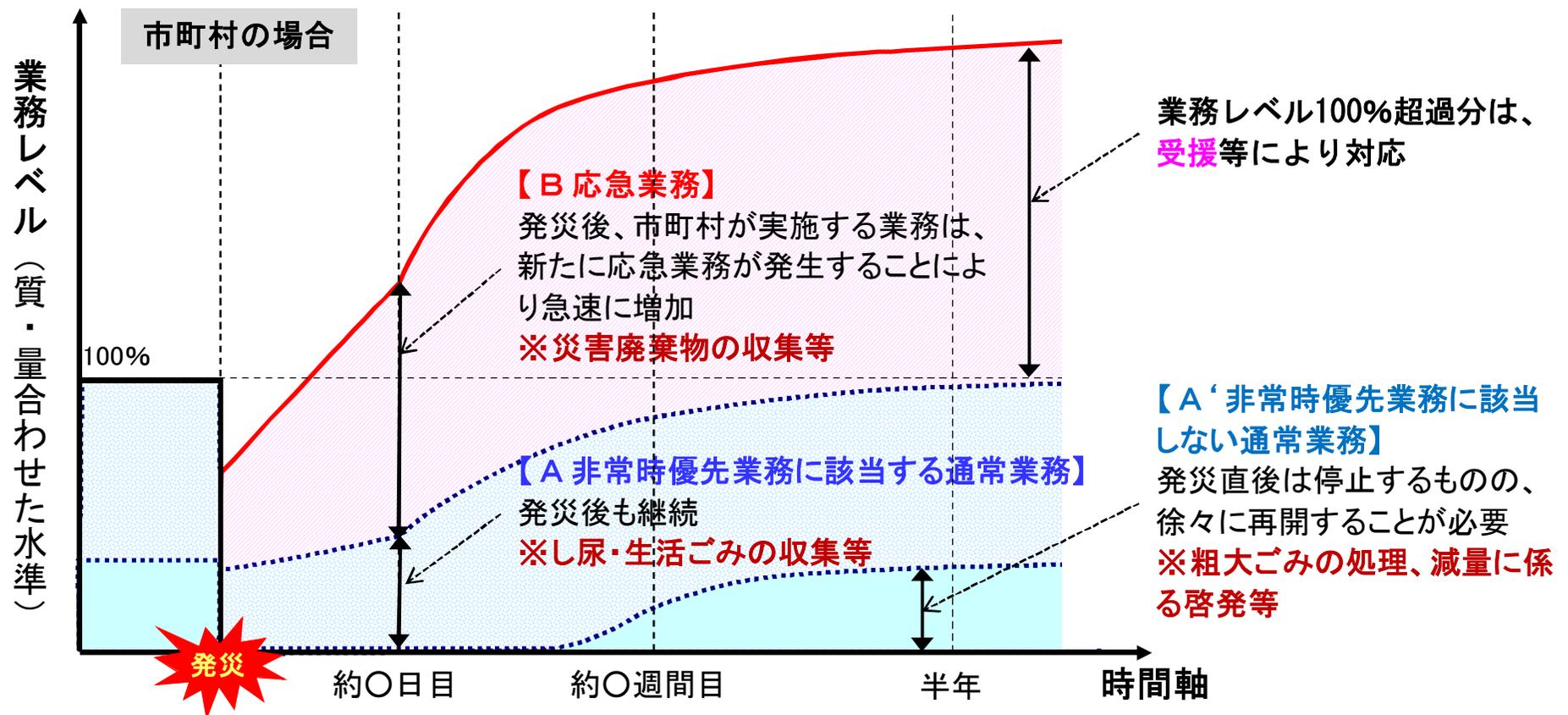
○ 官公庁分野での取組み事例（国のガイドラインの例）

- ・ 中央省庁業務継続ガイドライン [内閣府 平成19年6月]
 - ⇒ 首都直下地震対策大綱（平成17年9月中央防災会議決定）に基づき、中央省庁が事業継続計画を策定するためのガイドライン
- ・ 地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 [内閣府 平成22年4月]
 - ⇒ 各地方公共団体において、大規模な地震発災時にあっても業務が適切に継続できる体制をあらかじめ整えておくための手引き
- ・ 下水道BCP策定マニュアル～第2版～（地震・津波編） [国土交通省 平成24年4月]
 - ⇒ 大規模地震や津波により下水道施設等が被災した場合でも、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで果たすべき機能を維持・回復するためのマニュアル

など

BCP(業務継続計画)の考え方について

- 災害時に、人や物、情報等の**業務資源**に制約がある状況下においても、**非常時優先業務**(優先的に実施すべき業務)の適切な遂行を目指し、災害廃棄物分野における、BCP的な考えを導入について検討する。BCPは主に以下の2点が重要となる。
 - ①時系列で**非常時優先業務**(下図の**A B**)を選定し、執行可能性を評価
 - ②非常時優先業務の遂行に必要な**業務資源**を確保(予防、早期復旧、**受援**等)



※災害時における廃棄物処理業務は、し尿・生活ごみの収集・処理、災害廃棄物の仮置場の確保からその処理に至るまで、発災後に業務が継続的に発生。

①非常時優先業務

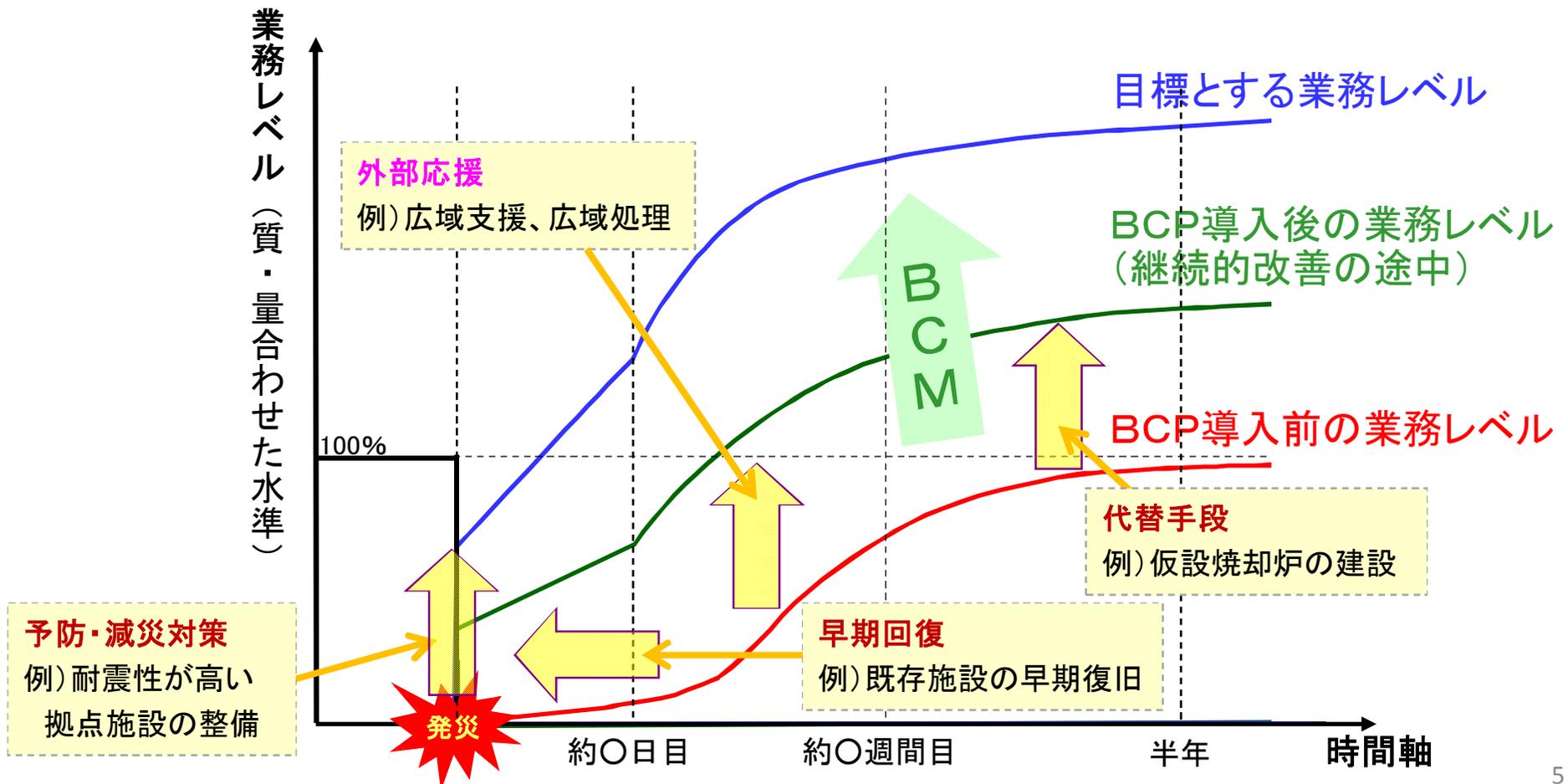
○ **非常時優先業務**とは、社会的に重大な影響が発生する前に、開始・再開する必要がある業務。

対応を開始・再開すべき時期
 緩やかに継続する時期

区分	業務内容の例	～発災当日	～翌日	～3日	～1週間	～2週間	～1か月
生活ごみ・し尿の処理	し尿の収集（発生量の推計）						
	消臭剤等の確保、配布						
	し尿の処理						
	生活ごみの収集（仲介類を中心に）						
	処理施設の復旧						
	生活ごみの処理						
災害廃棄物の処理	仮置場の確保						
	散乱している災害廃棄物の撤去・収集						
	仮置場への搬入・運営（火災対策、害虫及び悪臭の発生防止対策等）						
	仮置場の搬入ルール等の住民への周知・相談窓口の設置						
	処理方針の作成						
	実行計画の策定						
	災害廃棄物の処理（腐敗性廃棄物等）						
	災害廃棄物の処理（拠点施設を活用）						
	災害廃棄物の本格的な処理						
	再生利用先の確保						

②業務資源の確保/BCM

- 業務資源とは、人・物・資金・情報の4つの要素から、業務遂行に不可欠な資源をいい、自ら保有する**内部の業務資源**と受援による**外部の業務資源**に大別される。
- BCMにより**業務継続力向上のための対策、継続的に改善する。**



自治体による災害廃棄物対策へのBCP/BCMの導入の促進に係る今後の取組の方向性

- 発災時において通常の一般廃棄物や災害廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されるよう、災害廃棄物対策へのBCP(業務継続計画)やBCM(業務継続マネジメント)の視点の導入を促進する。
- 具体的には、災害時における通常の一般廃棄物や災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な収集・運搬及び処分等の確保の観点から、自治体において一般廃棄物処理事業を継続するための組織体制(民間の処理事業者を含む)、指揮命令系統、情報収集・連絡、協力要請等の方法・手段を検討し、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等に反映するとともに、組織の事業継続能力を継続的に維持・改善できるよう、その基本的考え方や参考事例等を整理し、周知を図る。